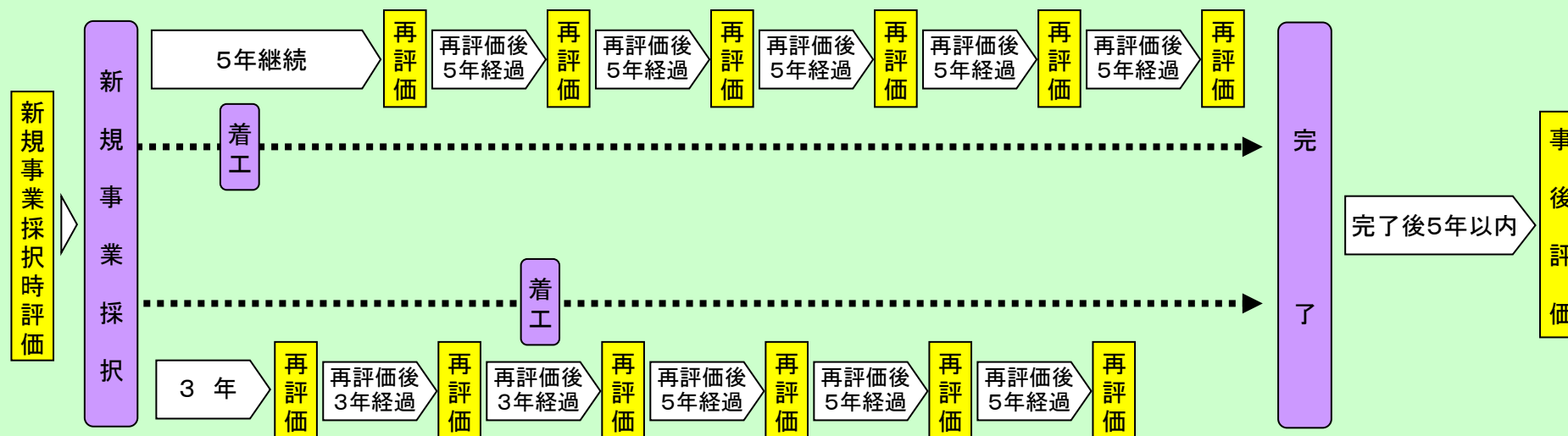


<事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。

【再評価】

事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、再評価実施後一定期間（直轄事業等は継続中の場合5年間、未着工の場合3年間。補助事業等は5年間。）経過している事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【事後評価】

事業完了後5年以内に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。